大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	岩手県
3.市区町村名	大船渡市
4.届出番号	5
5.独自利用事務の事例番号	108-1 ： 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）
②番号法別表第１の項	84	
③番号法別表第２の項	108	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）別表第1 第3の項 大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、子ども、妊産婦及び(重度心身障害者)に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の(福祉の増進)に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年大船渡市条例第26号)大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則(平成元年大船渡市規則第2号)

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号□	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第４条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項10号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項10号ｲ	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第４条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則第７条第２項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則第７条第２項において読み替えて準用する同規則第４条の規定による受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ﾛ	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第４条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	重度心身障害者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2024年06月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	22
保護評価書の名称	子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E8%88%B9%E6%B8%A1%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%80%81%E5%A6%8A%E7%94%A3%E5%A9%A6%E5%8F%8A%E3%81%B3%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%96&opn_date_from_month=%EF%BC%97&opn_date_from_day=%EF%BC%95&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%97&opn_date_to_day=%EF%BC%95&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.